

監査告示第19号

令和4年11月25日

鹿児島市監査委員	内山	薫
同	小迫	義仁
同	志摩	れい子
同	大森	忍

令和4年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体

ア 公益財団法人かごしま教育文化振興財団

所在地 鹿児島市城山町5番1号

区分

(ア) 補助金等交付団体

補助金等の名称 かごしま教育文化振興財団自主文化事業補助金（所管課：文化振興課）

補助金の交付額 18,000,000円（令和3年度決算額）

(イ) 出資団体

出資金の名称 かごしま教育文化振興財団出捐金（所管課：文化振興課）

出資金の額 110,000,000円

(ウ) 公の施設の指定管理者

施設名

- a 鹿児島市民文化ホール (所管課：文化振興課)  
委託費の額 299,763,579円 (令和3年度決算額)
- b 谷山サザンホール (所管課：文化振興課)  
委託費の額 107,137,631円 (令和3年度決算額)
- c かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館 (所管課：文化振興課)  
委託費の額 192,894,900円 (令和3年度決算額)
- d 鹿児島市立科学館 (所管課：教育委員会総務課)  
委託費の額 214,267,670円 (令和3年度決算額)
- e 鹿児島市立ふるさと考古歴史館 (所管課：文化財課)  
委託費の額 81,301,000円 (令和3年度決算額)

イ 公益財団法人鹿児島市環境サービス財団

所在地 鹿児島市東開町2番地3

区分 出資団体

出資金の名称 公益財団法人鹿児島市環境サービス財団出捐金 (所管課：資源政策課)

出資金の額 226,500,000円

ウ 社会福祉法人川上福祉会

所在地 鹿児島市川上町3472番地

区分 公の施設の指定管理者

施設名 鹿児島市東部親子つどいの広場 (所管課：こども政策課)

委託費の額 42,149,000円 (令和3年度決算額)

(2) 対象範囲

原則として令和3年度に執行された事業又は業務

4 監査の着眼点

令和3年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、補助金については事業が補助の目的に沿って適正に行われているかを、出資団体については事業が出資目的に沿って適正に運営されているかを、公の施設の指定管理者については施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われているかを監査した。

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局、監査対象局部課及び団体の執務室、監査対象となる公の施設

### (2) 実施日程

令和4年9月6日から同年11月25日まで

## 7 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりであった。

### (1) 公益財団法人かごしま教育文化振興財団（補助金等、出資金、公の施設の指定管理者）

補助金については、事業が補助の目的に沿って適正に行われていると認めた。

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

### (2) 公益財団法人鹿児島市環境サービス財団（出資金）

出捐金については、事業運営が出資目的に沿って適正になされていると認めた。

### (3) 社会福祉法人川上福祉会（公の施設の指定管理者）

公の施設の指定管理者については、施設の管理に係る業務が設置目的に沿って適正に行われていると認めた。

#### [意見]

・東部親子つどいの広場の指定管理に関する予算については、平成29年度に令和4年度までを指定期間とする債務負担行為（限度額185,009千円）を設定し、平成30年3月13日に同額で基本協定を締結している。その後、令和2年度からは管理体制の充実を図るため、人員の見直しに伴い委託料を増額し、指定期間最終年度となる令和4年度の予算成立を待って、令和4年3月25日に変更基本協定（199,748千円）を締結しているが、見直し分に要する経費については、令和2年度に新たに債務負担行為を設定することが適切であったと考える。（こども政策課）

#### [参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区 分	基 準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの